

国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区
葛西沖三枚洲特別保護地区計画書

【指定】
(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

葛西沖三枚洲特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都江戸川区臨海町六丁目地先の葛西渚橋の西なぎさ側橋脚を起点とし、西なぎさ汀線を東に進み、西なぎさ汀線に沿って西なぎさ東側の南端に至り、同所から西なぎさ南側汀線を西に進み、西なぎさ西側の突堤南端に至り、同所から西に見通し、その見通し線を西に進み荒川左岸延長線との交点（北緯 35 度 38 分 8.631 秒、東経 139 度 50 分 58.027 秒）に至り、同所から荒川左岸延長線を南進し海上の点（北緯 35 度 37 分 14.859 秒、東経 139 度 50 分 53.410 秒）に至り、同所から南東に進み海上の点（北緯 35 度 37 分 1.639 秒、東経 139 度 51 分 58.245 秒）に至り、同所から北東に進み海上の点（北緯 35 度 37 分 19.279 秒、東経 139 度 52 分 8.330 秒）に至り、同所から北進し海上の点（北緯 35 度 37 分 59.837 秒、東経 139 度 52 分 7.482 秒）に至り、同所から西に進み海上の点（北緯 35 度 37 分 59.364 秒、東経 139 度 52 分 1.959 秒）に至り、同所から西を見通し東なぎさ突堤の汀線との交点（北緯 35 度 37 分 59.365 秒、東経 139 度 51 分 59.681 秒）に至り、同所から汀線沿いに東なぎさ北端に至り、同所から西進して起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 月 日から平成 50 年 月 日まで（20 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護地区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、東京港の東端に位置し荒川及び旧江戸川の河口に配置された二つの人工なぎさのうち海水浴体験など利活用が推進されている西なぎさの陸域を除く、東なぎさと東西両人工なぎさの南側の干潟等で構成され、区域の大半は公有水面となっている。

両人工なぎさの南側には水深 4 m 以浅の干潟が広がり、二枚貝類、甲殻類など多くの生物が生息するため、毎年 20,000 羽を超えるスズガモ、マガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロ等のカモ類、カンムリカイツブリなど多くの渡り鳥が集団渡来し、採餌や休憩の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモは東アジア地域個体群全体の 1% を超える 15,000^{*1} 羽程度が毎年渡来するほか、カンムリカイツブリにおいても東アジア地域個体群全体の 1% を超える 1,000 羽以上が渡来し、国際的にも同個体群にとって非常に重要な区域である。

鳥類は 120 種以上が確認されており、環境省が作成したレッドリストに掲載され

ている絶滅危惧ⅠＢ類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のシロチドリ、セイタカシギ、ホウロクシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、干潟の保全を目的に立入り制限されている東なぎさの南面には抽水性植物群落が生い茂り、多くの鳥類の休息場となっているほか、干潮時陸地となる干潟には豊富な底生生物が生息するため、えさ場としても非常に重要な地域である。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の越冬地、休息地等として重要であり、葛西沖三枚洲鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。

*1：スズガモ飛来数は「モニタリングサイト 1000 ガンカモ類の生息調査」において、平成 23 年度から平成 27 年度までの平均値。

*2：カンムリカイツブリ飛来数は「モニタリングサイト 1000 ガンカモ類の生息調査」及び日本野鳥の会定例観察会の平成 23 年度から平成 27 年度までの平均値。

（３）管理方針

- 1）集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう地方公共団体、地域住民等との連携協力した管理に努める。
- 2）違法捕獲防止等のため、国指定鳥獣保護区管理員等による西なぎさからの定期的な巡視を行う。
- 3）国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 特別保護地区の面積内訳 別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（１）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、東京湾内奥の荒川及び旧江戸川河口の間に位置し、全域が東京都港湾局が所管する葛西海浜公園となっている。

イ 地形、地質等

当該区域は、東京湾内に注ぐ荒川及び旧江戸川により運搬された土砂が堆積して形成された三枚洲や高洲と呼ばれる遠浅の海や干潟が広がっており、海底はシルト

や砂質シルトからなる粘性土が主体となっている。東なぎさおよび東なぎさ、西なぎさ両なぎさ南面の干潟が広がる場所はかつて海の一部であったが、昭和 45 年度に東京都における葛西沖開発の対象地となり、昭和 55 年度から昭和 59 年度にかけて実施された整備により、干潟の保全を主な目的とした東なぎさと、海辺のレクリエーションの場としての西なぎさの 2 つの人工なぎさが造成された。

ウ 植物相の概要

当該区域の陸域は東なぎさであり、なぎさの東西及び北部には岩や礫を敷き詰めた導流堤となっており、ハマヒサカキやアキニレ、エノキ、テリハノイバラなどの木本類、ツルナやホソバハマアカザ、イソヤマテンツキなどの海岸植生が確認されている。また、南部にはヨシやクサイ等の抽水植物群落が広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域では、マガモやカルガモ、スズガモ等の 2 万羽を超えるカモ類の渡来が確認されているほか、シギ・チドリ類、カモメ類をはじめとし、東京都の水辺環境調査報告書等により計 34 科 126 種程度の鳥類が確認されており、これらの鳥類の多くが採餌、休息の場として当該区域を利用している。魚類は葛西沖に流入する荒川河口、江戸川河口での結果も含めると、トビハゼ、アシシロハゼ、マサゴハゼ等のハゼ類、スズキやボラ等の回遊魚等、フナ等の淡水魚等 8 科 19 種が確認されている。

底生生物では二枚貝、軟甲類、昆虫類等を含め 27 科 35 種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表 2 のとおり。なお、当該区域を主な生息地とする獣類は確認されていない。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特になし。

国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区葛西沖三枚洲特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

		鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
		既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積		380 ha:	ha	ha	367 ha:	ha	ha	ha:	ha	ha
	林 野	ha:	ha	ha	ha:	ha	ha	ha:	ha	ha
	農耕地	ha:	ha	ha	ha:	ha	ha	ha:	ha	ha
	公有水面	376 ha:	ha	ha	363 ha:	ha	ha	ha:	ha	ha
	その他	4 ha:	ha	ha	4 ha:	ha	ha	ha:	ha	ha

◆所有別面積内訳

		鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
		既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 林野庁所管		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ 制限林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ ┌ 保安林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ │ ┌ 砂防指定地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ │ │ ┌ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ │ │ │ ┌ 普通林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 文部科学省所管		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 環境省所管		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ 農林水産省所管		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ ┌ 財務省所管		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地		4 ha	ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地		4 ha	ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 制限林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ 保安林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ ┌ 砂防指定地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ │ ┌ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 普通林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ その他		4 ha	ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 制限林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ 保安林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ ┌ 砂防指定地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ │ ┌ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 普通林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ ┌ 保安林		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ ┌ 砂防指定地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ │ │ ┌ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面		376 ha	ha	ha	363 ha	ha	ha	ha	ha	ha
計		380 ha	ha	ha	367 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

[illegible]

別表 2

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	オカヨシガモ		冬鳥
		ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ カルガモ		留鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		トモエガモ	VU	冬鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		コスズガモ		冬鳥
		ホオジロガモ		冬鳥
		ミコアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥
		○ カンムリカイツブリ		冬鳥
		アカエリカイツブリ		冬鳥
		ミミカイツブリ		冬鳥
		○ ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	キジバト		留鳥
		ドバト		留鳥 (外来種)
アビ	アビ	アビ		冬鳥
コウノトリ	ウ	○ カワウ		留鳥
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	NT	夏鳥
		ゴイサギ		留鳥
		アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		留鳥
		○ ダイサギ		留鳥
		チュウサギ	NT	留鳥
		○ コサギ		留鳥
		カラシラサギ	NT	旅鳥
	トキ	ヘラサギ	DD	冬鳥
		クロツラヘラサギ	EN	冬鳥
ツル	クイナ	クイナ		夏鳥
		バン		留鳥
		○ オオバン		留鳥
チドリ	チドリ	ムナグロ		旅鳥
		ダイゼン		旅鳥
		ハジロコチドリ		旅鳥
		○ イカルチドリ		留鳥
		コチドリ		留鳥
		シロチドリ	VU	旅鳥 (冬鳥)
		メダイチドリ		旅鳥 (冬鳥)
		オオメダイチドリ		旅鳥
	ミヤコドリ	○ ミヤコドリ	NT	冬鳥
	セイタカシギ	セイタカシギ	VU	冬鳥
		ソリハシセイタカシギ		旅鳥 (冬鳥)
	シギ	タシギ		冬鳥
		オオハシシギ		冬鳥
		オグロシギ		旅鳥
		オオソリハシシギ	VU	旅鳥 (冬鳥)
		チュウシャクシギ		旅鳥 (冬鳥)
		○ ダイシャクシギ		旅鳥
		○ ホウロクシギ	VU	旅鳥
		ツルシギ	VU	旅鳥
		アカアシシギ	VU	旅鳥 (冬鳥)
		コアオアシシギ		旅鳥 (冬鳥)
		○ アオアシシギ		旅鳥 (冬鳥)
		タカブシギ	VU	旅鳥 (冬鳥)

		○	キアシシギ ソリハシシギ イソシギ キョウジョシギ オバシギ コオバシギ ミユビシギ ヒバリシギ トウネン ○ ウズラシギ サルハマシギ ハマシギ キリアイ エリマキシギ		旅鳥 (冬鳥) 旅鳥 旅鳥 (冬鳥) 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥
	タマシギ		タマシギ	VU	留鳥
	カモメ		ユリカモメ ズグロカモメ ○ ウミネコ カモメ ワシカモメ シロカモメ ○ セグロカモメ オオセグロカモメ コアジサシ アジサシ クロハラアジサシ ハジロクロハラアジサシ	VU VU	冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥 旅鳥
タカ	タカ	○	ミサゴ トビ チュウヒ ハイタカ オオタカ ノスリ	NT EN・国内希少 NT NT	留鳥 留鳥 冬鳥 留鳥 留鳥 冬鳥
ブッポウソウ	カワセミ		カワセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ		コゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ		チョウゲンボウ ハヤブサ	VU・国内希少	冬鳥 冬鳥
スズメ	モズ		モズ		留鳥
	カラス		オナガ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス		留鳥 留鳥 留鳥
	キクイタダキ		キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ		ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ		留鳥 留鳥 留鳥
	ヒバリ		ヒバリ		留鳥
	ツバメ		ツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ		ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス		ウグイス		留鳥
	メジロ		メジロ		留鳥
	セッカ		セッカ		留鳥
	ムクドリ		ムクドリ		留鳥
	ヒタキ		シロハラ アカハラ ツグミ ルリビタキ ジョウビタキ イソヒヨドリ		冬鳥 夏鳥・冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 留鳥
	スズメ	○	スズメ		留鳥
	セキレイ		ハクセキレイ セグロセキレイ タヒバリ		冬鳥 留鳥 冬鳥
	アトリ		カワラヒワ		留鳥
	ホオジロ		アオジ オオジュリン		留鳥 留鳥 (漂鳥)
合計	13目		34科	126種	

(注)

1. データは環境省モニタリングサイト1000ガンカモ調査、シギ・チドリ調査、東京都水生生物調査、水辺環境調査等に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(2017)
CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区

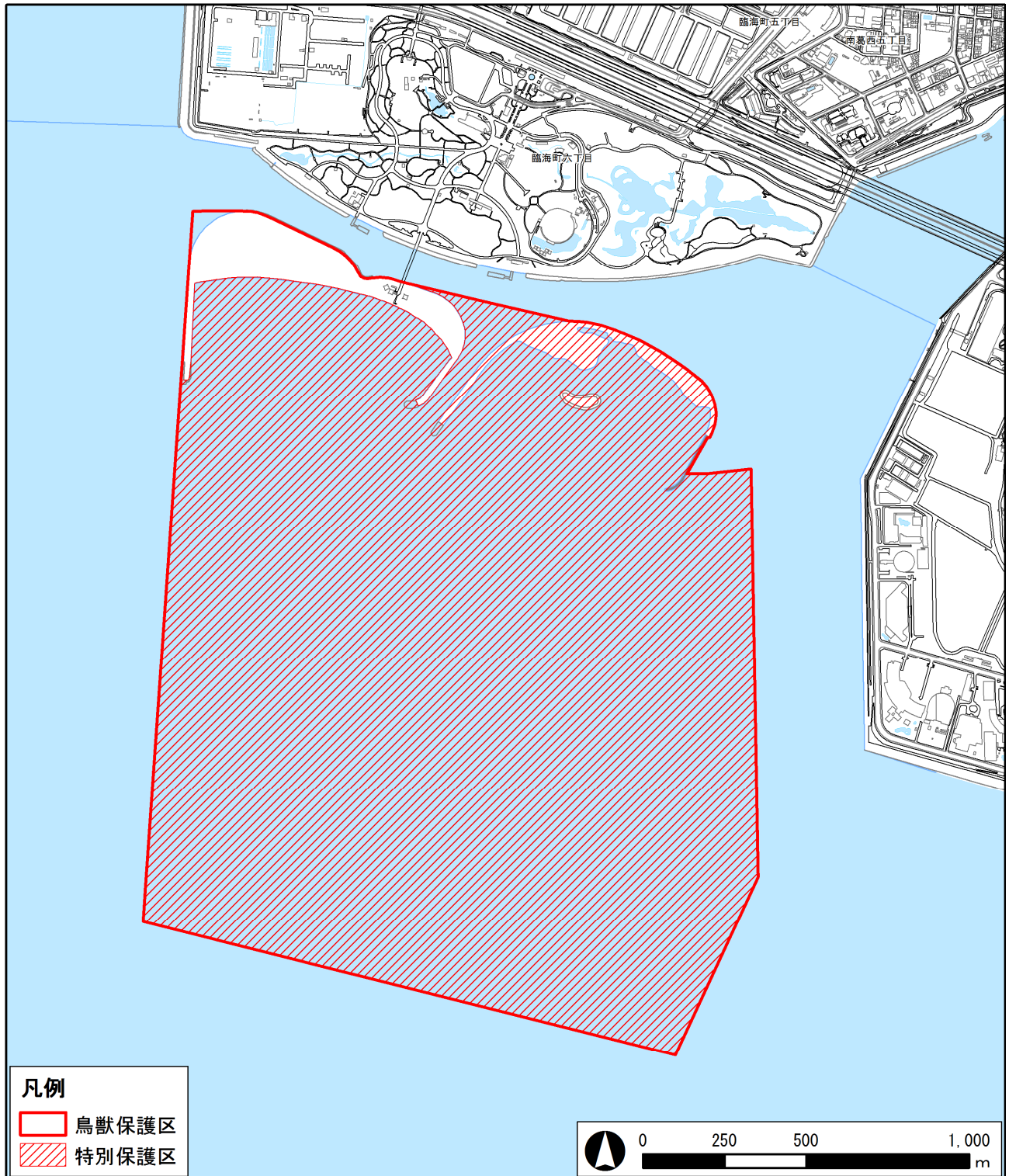
葛西沖三枚洲特別保護地区 位置図



国土地理院の電子地形図 200,000 分の 1 を使用

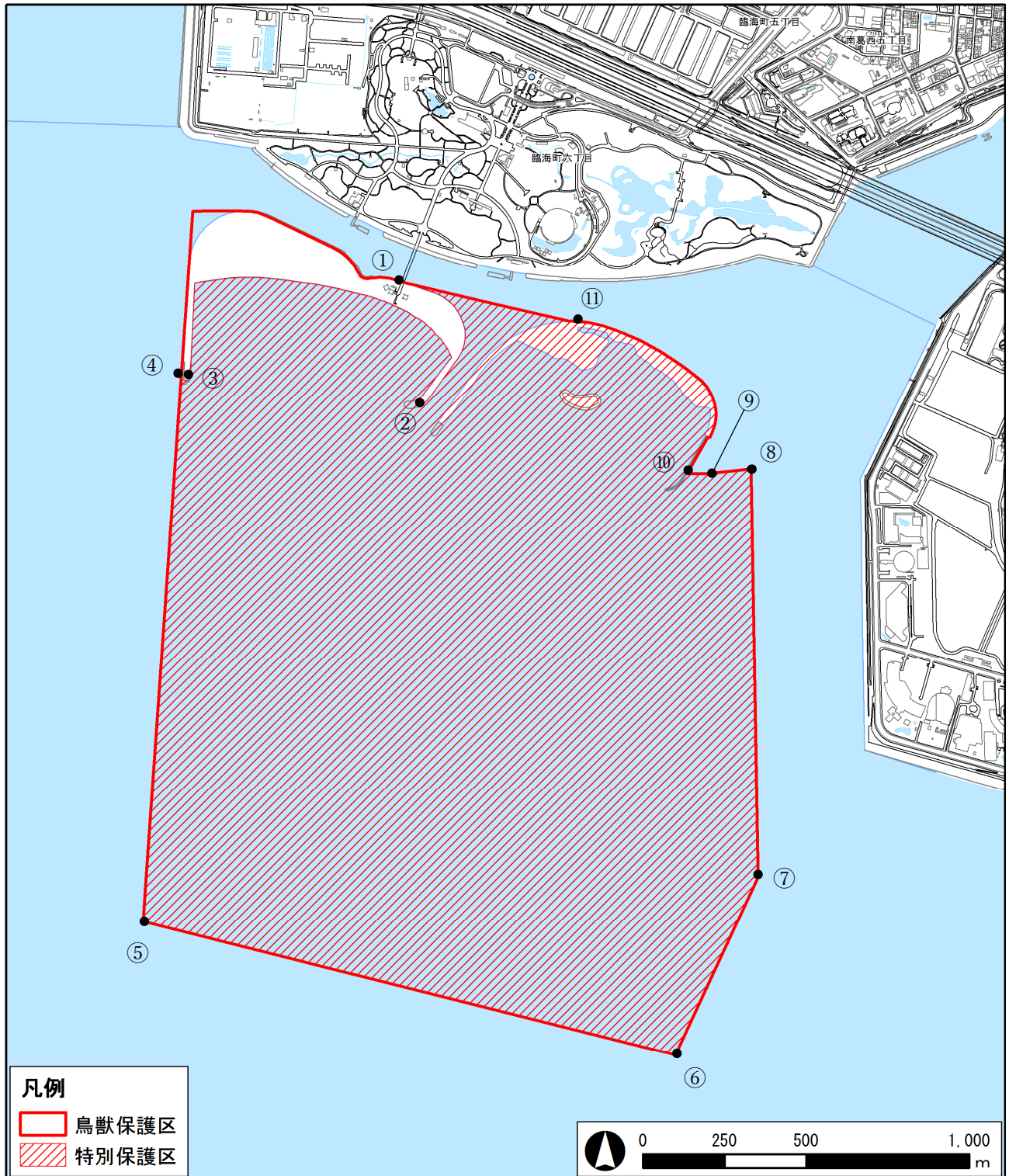
国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区

葛西沖三枚洲特別保護地区 区域図



国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区

葛西沖三枚洲特別保護地区 区域説明図



(別紙)

番号

- 1 葛西渚橋の西なぎさ側橋脚
- 2 西なぎさ東側の突堤南端
- 3 西なぎさ西側の突堤南端
- 4 西に見通し、荒川左岸延長線との交点（北緯 35 度 38 分 8.632 秒、東経 139 度 50 分 57.462 秒）
- 5 海上の点（北緯 35 度 37 分 14.859 秒、東経 139 度 50 分 53.410 秒）
- 6 海上の点（北緯 35 度 37 分 1.639 秒、東経 139 度 51 分 58.245 秒）
- 7 海上の点（北緯 35 度 37 分 19.279 秒、東経 139 度 52 分 8.330 秒）
- 8 海上の点（北緯 35 度 37 分 59.837 秒、東経 139 度 52 分 7.482 秒）
- 9 海上の点（北緯 35 度 37 分 59.364 秒、東経 139 度 52 分 1.959 秒）
- 10 東なぎさ突堤の汀線との交点（北緯 35 度 37 分 59.365 秒、東経 139 度 51 分 59.681 秒）
- 11 東なぎさ北端